

事務連絡
令和4年2月15日

関係機関 各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

令和4年1月31日付け基発0131第9号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」の差替について

平素より労働安全衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当課から2月3日付けで郵送させていただいた、「令和4年1月31日付け基発0131第9号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」」につきまして、内容の一部に誤りがございました。

下記の正誤表は、先日お送りしました文書についての正誤となります。

つきましては、先日お送りした文書については廃棄いただき、同封しております文書に差し替えていただきますようお願いいたします。

お手数おかけしますこととお詫び申し上げます。

記

○別添2 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

正	誤
第3 被ばく線量管理の対象及び方法 1 基本原則 (2) 特定線量下業務を実施する際には、特定線量下業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。 ウ 製造業、商業等の事業を行う	第3 被ばく線量管理の対象及び方法 1 基本原則 (2) 特定線量下業務を実施する際には、特定線量下業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。 ウ 製造業、商業等の事業を行う

<p>事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率 (2.5 μSv/h 以下) のもとで作業に就かせることが求められること。(以下略)</p>	<p>事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率____ (2.5 μSv/h 以下) のもとで作業に就かせることが求められること。(以下略)</p>
<p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>3 被ばく線量限度</p> <p>(4) (1)のアの「5年間」については、異なる複数の事業場において特定線量下業務に従事する労働者の被ばく線量管理を適切に行うため、全ての特定線量下業務を事業として行う事業場において統一的に平成24年1月1日を始期とする5年ごとに区分した期間とすること。当該5年間の間に新たに特定線量下業務を事業として実施する事業者についても同様とし、この場合、事業を開始した日から当該5年間の末日までの残り年数に 20mSv を乗じた値を、<u>当該5年間の末日</u>までの被ばく線量限度とみなして関係規定を適用すること。(1)のアの「1年間」については、「5年間」の始期の日を始期とする1年ごとに区分した期間とすること。</p>	<p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>3 被ばく線量限度</p> <p>(4) (1)のアの「5年間」については、異なる複数の事業場において特定線量下業務に従事する労働者の被ばく線量管理を適切に行うため、全ての特定線量下業務を事業として行う事業場において統一的に平成24年1月1日を始期とする5年ごとに区分した期間とすること。当該5年間の間に新たに特定線量下業務を事業として実施する事業者についても同様とし、この場合、事業を開始した日から当該5年間の末日までの残り年数に 20mSv を乗じた値を、<u>平成28年12月31日</u>までの被ばく線量限度とみなして関係規定を適用すること。(1)のアの「1年間」については、「5年間」の始期の日を始期とする1年ごとに区分した期間とすること。</p>

お問い合わせ先

労働基準局安全衛生部労働衛生課

電離放射線労働者健康対策室

Mail info-denri@mhlw.go.jp